

事業評価シート

担当課・室長：大気生活環境室長

事業名	固定発生源対策
上位施策名	大気環境の保全 (イ 振動対策)
1 事業の概要	<p>振動対策を進める上で、苦情件数の約8割を占める固定発生源対策を進めることは特に重要である。</p> <p>本事業は振動の固定発生源について必要な規制、その他の対策を行うことにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。</p> <p>振動規制法について、苦情の実態と科学的知見を把握し、より適切な制度運営を行う必要がある。そのための調査を行う。</p> <p>有効な防振技術を地方公共団体や中小規模の工場等まで周知させるため振動防止指針の策定を行う。</p>
2 進捗状況	<p>平成14年度 振動防止技術指針 - 工場・事業場編 - (仮称) 策定予定苦情件数の推移</p> <p>工場事業場振動 H1 ; 919 H11 ; 590</p> <p>建設作業振動 H1 ; 1,452 H11 ; 1,120</p> <p>(データの出典：振動規制法施行状況調査)</p>
3 評価	<p>振動規制法に係る事業により、苦情件数が減少している。</p> <p>さらに、苦情件数を減らすことが期待できる施策として振動防止技術指針の策定があげられる。</p> <p>近年開発された技術が地方公共団体や中小規模の工場等に十分浸透していない現状において、振動防止技術指針の作成は、短期間・低予算で行える振動の防止の施策であり、効率的かつ有効性が高い。</p> <p>振動の規制基準の評価方法については、規制基準の利用のされ方、苦情実態との対応、国際的動向を考慮し、改正するか検討しなければならない。これにより、より良い評価が行われ、国際的協力もしやすくなることが期待される。</p>
4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法施行事務費 ・振動防止技術指針策定調査
5 対応副施策等	